

生活衛生資金貸付の改正

厚生労働省健康局生活衛生課

○貸付計画額の見直し

平成22年度

1,400億円

→

平成23年度

1,200億円

○生活衛生資金融資事業の円滑な推進を図るための補給金

平成22年度

12.3億円

→

平成23年度

15.3億円

○振興事業貸付利率の創設

「振興事業にかかる事業計画書を作成した生活衛生融資制度」を創設し、運転資金及び設備資金ともに振興計画を策定した組合に所属する組合員が、事業計画書を策定するとともに一定の会計書類を備えている場合に、当該生活衛生営業者に対する通常の利率から0.15%を控除するもの

通 常

事業計画策定者

設備資金 特別利率③ (1.35%)

→

特別利率③ - 0.15%

運転資金 基準利率 (2.25%)

→

(基準利率又は特別利率① (1.85%)) - 0.15%

※利率については平成22年12月9日現在

※原油等原材料価格の高騰及びリーマンショック等への対応であり経済対策として実施されていた時限措置（設備資金：特別利率③ - 0.25%、運転資金：特別利率①、標準営業約款策定者は特別利率②）については廃止。

○融資対象設備の見直し

- ・理容業の対象品目の「前洗髪設備」（理容のイスの前に置かれるもの）を「洗髪設備」に変更（振興事業貸付）
- ・旅館業に係る省エネルギー設備に「電気自動車充電設備」を追加（一般貸付・振興事業貸付）
- ・受動喫煙設備について、来年度実績が上がることを前提に存続（健康・福祉増進貸付）
- ・観光圏関連設備資金の特例措置の延長（一般貸付・振興事業貸付）
- ・クリーニング業を営む者に係る特別利率対象施設設備に「引火性溶剤対策設備」を追加（平成22年補正で措置。平成22年12月に前倒し実施）（一般貸付・振興事業貸付）